

定 款

リンナイ株式会社

リンナイ株式会社定款

昭和25年9月2日制定
平成17年6月29日改訂
平成18年6月29日改訂
平成20年6月27日改訂
平成21年6月26日改訂
平成23年6月29日改訂
平成26年6月27日改訂
平成27年6月26日改訂
平成30年6月27日改訂
令和4年6月29日改訂

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、リンナイ株式会社と称し、英文では、RINNAI CORPORATIONと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種燃焼器具及び装置の製造並びに販売
- (2) 電気、電熱、電子機器及び装置の製造並びに販売
- (3) 気体及び液体をようした機器及び装置の製造並びに販売
- (4) 発電・空気調整・蒸気エンジン・合成樹脂材の応用、断熱材の応用、原子力の応用、太陽熱利用等に関する各種装置及び機器の製造並びに販売
- (5) 配管工事
- (6) 金属製品の加工並びに販売
- (7) 倉庫業及び貨物利用運送事業
- (8) 不動産の売買、賃貸並びに運営
- (9) 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- (10) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6 条 当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(単元株式数)

第7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。
但し、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決)

第17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18 条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に限る。
但し、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差出さなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

但し、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第25 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めあるものほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役との責任限定契約)

第26 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第28 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第31 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

(監査役会規則)

第32 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めあるものほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役との責任限定契約)

第33 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を

怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの開始の日から満3カ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。